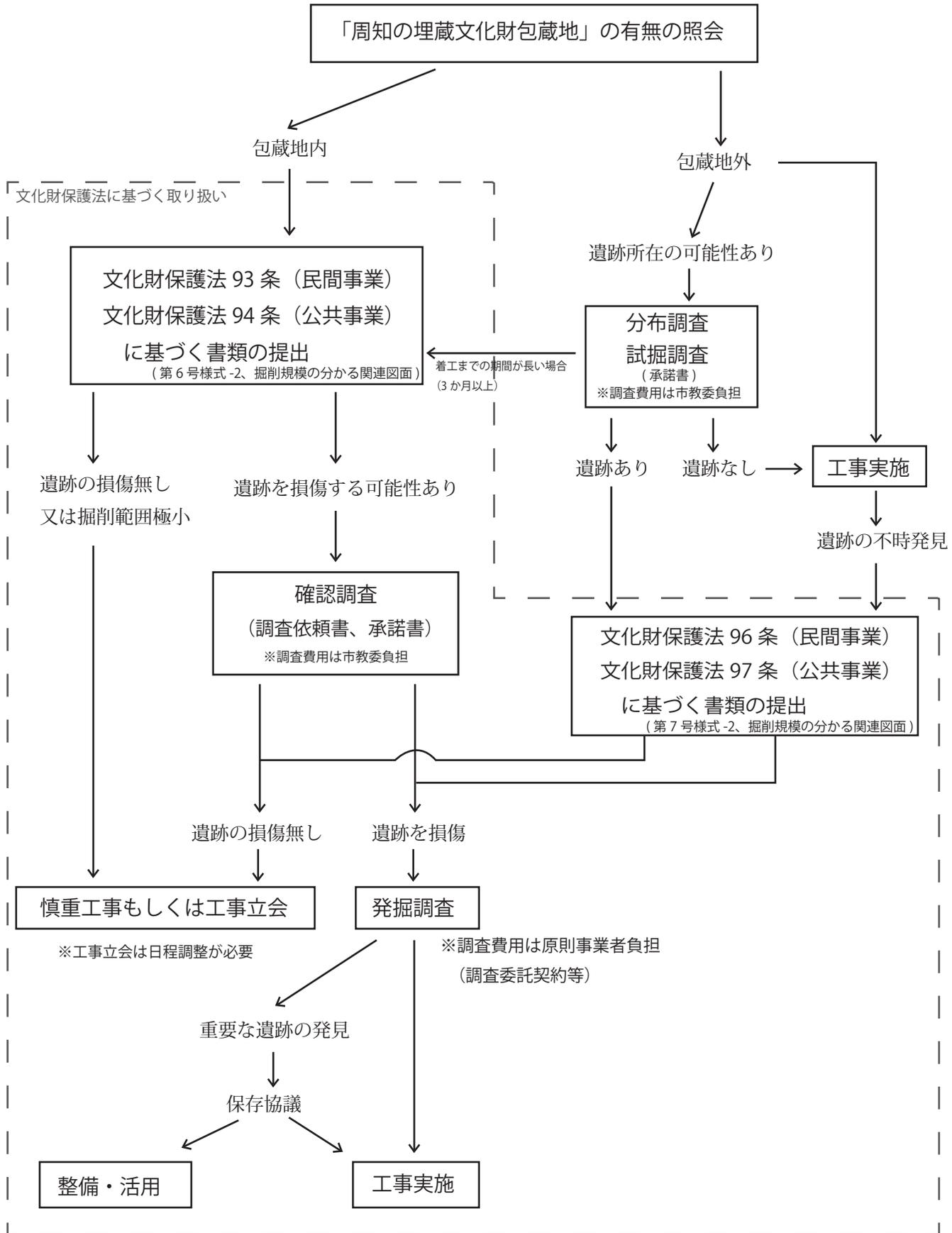


埋蔵文化財取り扱いの流れ



※発掘調査、工事立会、慎重工事は工事計画や確認調査結果等より兵庫県教育委員会が決定し、市教委を通じて通知。

※遺跡の状況を確認するために行う分布調査・試掘調査・確認調査は市教育委員会の負担。遺跡が損傷される部分の発掘調査は原則として事業者負担。

※「遺跡を損傷する」は遺跡に掘削が及ぶ（遺構面より 30 cm以内）、道路等永久構造物の設置、高さ 3m 以上の盛土等。